

川崎市屋外広告物安全点検に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市屋外広告物条例の規定により許可を受けて設置されている広告物（以下「許可広告物」という。）が通常有すべき安全性の確保及び保守点検等の執行状態を調査するものであり、もって許可広告物の落下・損壊等による事故を未然に防止し、かつ広告物管理者に適正管理の周知をはかることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 許可広告物で、この要領の適用の範囲は、次の各号のうち一に該当するものをいう。

- (1) 建築基準法の規定に基づく工作物確認を受けて設置された広告物
- (2) 建築物の上部に設置されたもので表示面積が50平方メートルを超えた広告物
- (3) 建設物の壁面を利用して掲出されたもので表示面積が30平方メートルを超えた広告物
- (4) 建築物から突き出したもの（袖看板等）で、表示面積が20平方メートルを超えた広告物
- (5) その他市長が特に必要を認めたもの

(調査事項)

第3条 前条の適用を受ける広告物（以下「適用広告物」という。）を設置する者又は管理する者（以下「広告物設置者」という。）は、次の各号を点検・調査する義務を負う。

- (1) アンカーボルト（取付部分）に関すること
- (2) 主要な部分の鉄骨部分に関すること
- (3) 主要な部分の接合部（ネジ・ビス等）に関すること
- (4) ネオン管等の取付状態に関すること
- (5) その他、市長が特に点検調査を必要と認めたもの

(調査する者)

第4条 適用広告物で、前条の事項を実施調査する者は、原則として、広告物を施行・設置した者又は管理する者がこれをおこなう。

(調査報告)

第5条 第3条の調査事項を点検調査したときには広告物設置者等は屋外広告物安全点検調査報告書（第1号様式。以下「調査報告書」という。）をすみやかに市長に提出しなければならない。

2 前項の調査報告書を偽り、又は不正な手段により提出してはならない。

(調査報告書の取扱い)

第6条 市長は前条により広告物設置者等から提出された調査報告書について、当該広告物の設置状態等につき総合所見を述べ現在の安全性についての適否を定める。

2 この調査の結果、当該広告物につき改善すべき事由が生じたときに、市長は広告物設置者等に必要な補修等の助言・指導をすることができる。

3 市長は提出された調査報告書をこの要領に定める目的外に使用してはならない。

(義務不履行の対する措置)

第7条 市長は、この要領に定める調査報告義務を履行しないときには、広告物設置者等に対して必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めのないその他の細目については、そのつど市長が定める。

附則

この要領は、昭和54年4月1日より施行する。